

法人の技能実習計画認定申請書の提出先（「本社」所在地→「本店」所在地へ改正）について【2017.08.23】

技能実習計画の認定申請手続において、申請者が法人の場合の申請先を、「本社」の住所地を担当する地方事務所・支所から「本店」とする取扱いに改めました。これは、いわゆる「本社」と登記簿上の「本店」の住所地が異なる場合があり、この場合、登記簿上で確認できる「本店」の住所地を担当する地方事務所・支所とすることが、より適切と考えられたためです。

なお、既に「本社」の住所地を担当する機構の地方事務所・支所に郵送等により申請書等を提出済みの場合であっても、地方事務所・支所の間で回付の手続を行いますので、申請者が新たに行う手続はありません。